

商標法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募の結果について

令和4年3月31日
特許庁

「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集を令和4年2月7日（月）～令和4年3月8日（火）で実施しました。意見募集期間中に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方についてまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和4年2月7日（月）～令和4年3月8日（火）

(2) 意見公募の掲載媒体

- ・ 電子政府の総合窓口「e-Gov」
- ・ 特許庁ホームページ

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送、電子政府の総合窓口（e-Gov）

2. 意見公募の結果

意見提出数：3件（団体2件、個人1件）

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙参照

「商標法施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」

4. 本省令の公布・施行

公布日：令和4年4月1日（金）

施行日：令和4年6月1日（水）